

軽油引取税免税証(農業用)交付申請の(仮)受付について

農業のために農業用機械で使用する軽油については、あらかじめ県から交付を受けた免税証を
軽油購入時に販売店へ提出することにより、軽油引取税(1リットルあたり32.1円)が免税されます。

農業用免税軽油制度は、法律上、令和3年3月31日(水)で終了することになっておりますが、
制度が継続された場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付申請の(仮)受付を、
秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課(秋田地方総合庁舎1階)にて令和3年2月1日(月)から行います。
お越しの際はマスク着用、咳エチケット及び手指消毒等に協力をお願いします。

- ※制度が継続されない場合、免税証を交付できません。制度が継続された場合、申請日に応じて4月以降に免税証を交付する予定です。
- ※制度が継続された場合の免税軽油使用者証(厚紙)の有効期限は、免税軽油使用者証の交付日から3年間となりますので、交付年月日が平成30年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- ※必要書類が揃っていない又は記入漏れがある場合、受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、全て記入した上でお越しください。
- ※共同申請には全員分のハンコと耕作証明が必要です。また、使用者の加入や入れ替えがある場合は、更新申請が必要です。
- ※すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できません。
- ※申請書類は前回交付時にお渡ししておりますが、秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課に用意しています。また、今年度は郵送申請をすることができます。秋田県公式サイト「美の国あきたネット」にて必要書類、申請手続き等についてご案内しておりますので、「秋田県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。

免税軽油に関するお問い合わせ 総合県税事務所 課税第二課
秋田市山王4-1-2 TEL:018-860-3341

(株)JA秋田なまはげライフサービスからのお知らせ

免税軽油にかかる書類交付手続きにおいて、下記の通りとなります。

河辺・雄和・四ツ小屋地区の皆様

●書類交付手続き

【期間】令和3年1月4日(月)～1月29日(金)

【場所】(株)JA秋田なまはげライフサービス雄和給油所

●免税証交付日

【交付日】令和3年4月2日(金)

【場所】

河辺地区……………JA秋田なまはげ河辺支店2階
(午前10時～午前11時30分まで)

雄和・四ツ小屋地区…JA秋田なまはげ雄和支店2階
(午後1時30分～午後3時まで)

男鹿・天王・若美地区の皆様

(株)JA秋田なまはげライフサービス各給油所より、個別に日程が郵送されます。

JA葬祭レゼール「みどりの会」入会のご案内

- 安心1** 月々の積立金、年会費は一切不要!
入会金10,000円(税込)のみで葬儀費用がお得!
毎月のご負担がかからないように掛金は不要です。
- 安心2** 1回のご入会で1家族が「生涯会員」です。
ご家族であればどなた様でも、ご利用いただけます。
- 安心3** 即日入会可能
入会后すぐに会員割引が受けられます。※生前入会が原則です。
- 安心4** JA葬祭は全県ネットワークです。
県内のJA葬祭会社それぞれの会員割引特典が受けられます。

ご葬儀のことなら、どんなことでもお気軽にご相談ください!
どなた様でもご利用いただけます。



虹のホールレゼール追分
〒010-0126 秋田市金足追分字海老穴266
TEL:018-872-1890



虹のホールレゼール広面
〒010-0041 秋田市広面字塚敷41-1
TEL:018-884-7236



虹のホールレゼール仁井田
〒010-1421 秋田市仁井田本町3丁目29-38
TEL:018-839-5550



虹のホールレゼール男鹿
〒010-0341 男鹿市船越字内子104-1
TEL:0185-35-4949

お申込み・お問い合わせ

JA葬祭レゼール ☎0120-46-5731

園芸人生始めよう!

秋田市新規就農研修 令和3年度生 2次募集

募集期間 令和3年1月29日(金)まで 必着

秋田市園芸振興センターでは、園芸作物(野菜・花き)の担い手を育成する新規就農研修を実施しています。

- 1 研修専用施設で実践的な研修が可能
- 2 奨励金をもらいながら研修が受けられる
- 3 充実したカリキュラム

募集定員 若干名

研修期間 2年間(令和3年4月～令和5年3月)

次に掲げる要件を全て満たすかた
①野菜・花きの経営を志し、研修修了後1年以内に本市での独立・自営就農又は雇用就農が確実に見込まれるかた
②申請時の年齢が原則50歳未満のかた
③普通自動車運転免許取得又は研修開始まで取得見込みのかた

①受講料は無料ですが、テキスト代、作業服等の費用については自己負担となります。
②ノートパソコンを開講式までに準備してください。
③指定する傷害保険への加入をお願いします。

県の「地域で学べ!農業技術研修」事業が適用され、研修奨励金の受給が可能です。また、国の「農業次世代人材投資資金(準備型)」の受給も可能ですが、研修奨励金と重複して受給することはできません。

所定の申請書等に必要事項を記入の上、当センターに持参又は郵送してください(書類は当センターで配布又は当センターホームページからダウンロード可)。

書類審査、面接試験
(令和3年2月中旬、当センター会場)

秋田市園芸振興センター

〒010-1423 秋田市仁井田字小中島111番地1 ☎018-838-0278